

【益救神社 神事録(全)】

やまもとひでお
山本秀雄

昨年「エル・ニーニョ」という気象用語を度々聞かされた。屋久島は六月下旬から八月にかけて、日照りつづきの異常気象でエル・ニーニョ現象かというわけ……。

お蔭で台風回数半減したが、保水力の落ちた山、世界に誇る樹林の苔まで元気を失い、唯一の島の水力発電用ダムも水不足で火力発電に助けられ、逆に九月十月は大雨、先の乾いた分、山崩れ、道路決壊と多くの災害に見舞われた。宮之浦の橋上から羽神岳や鉾折岳を見ると一日瞭然、痛々しく崩壊した傷跡を見ることが出来るよう。

昔は羽神の滝を傘の柄に見せて、その上に三角の白い岩肌が一ヶ所、風情を添えていた。洒落者は「見てごらん、今日も雨だよ」と指差し、月三十五日雨説を補強したというが、今は白い傷跡が多くシヤレにもなるまい。因みに各集落の前岳も同様である。

月三十五日雨とか、口六万というように豊かな自然を誇る共生の諺が多いのに、現在は先人の知恵は生かされないばかりか自然尊重の精神も消滅し山も荒れようとしている。伝統の儀礼を失っては折角の世界自然遺産登録の御旗を返上せざるを得なくなる恐れなしともいえない。今大事なことは、山を崇敬した先人の教えに学ぶことではないか。

さて今回紹介するのは「益救神社神事録」であるが、これは観光におけるエル・ニーニョ現象か、私が杞憂した前言を払拭するよ
うな光を観る来島者が相ついでこと、神社仏閣の探訪や山伏・
修験者の行の場所・神事所を調査する方々も見えて、資料を求
められたりしたが、残念にもそれに応えられるものは少ない。
殊に南島唯一の延喜式神名帳に登載される「益救神社」(俗
に一品法寿大権現という)また古来伝統の岳参り行事について、
多くの興味を示されても、満足に対応出来なかつた。従ってこ
の神事録を以て益救神社の責任を果たしたい。しかし延喜式に
載る古い社格でありながら、明治期からの記録しかないという
のは多くの災厄にあつたためであろうか。

なお、益救神社資料はこの神事録の外に私の知るものは左の
十点をあげることが出来る。皆明治以降のものである。

一、益救神社由緒書

二、益救神社昇格の儀に付請願書(明治五年・一八七二)

三、鹿児島県庁よりの文書(明治五年・一八七二)

四、馭謨郡上屋久村神社明細書

五、神職氏子総代名綴(文久三年、昭和二十一年)

六、益救神社明細書(昭和三十六年・一九六一)

七、社寺境内外区画実測図・写シ(明治十三年・一八八〇)

八、屋久島神社調書（昭和五十二年・一九七八）
九、益救神社棟札（慶応元年・一八六五）

十、益救神社社務所パンフレット（一九八四）

以上

益救神社神事録（全）

覚

一 真米七升五合

一 毎朝幣帛洗米壺ケ月分

一 同 三升

一 正月元日同七日十五日三月上巳五月

一 端午七月七日九月重陽并月次

一 平場壺ケ月神酒之料焼酎 方入用

一 鯉節三拾本

一 掛目拾本_{二付} 七百目より七百五拾目迄

一 壺日壺本 供用一ケ月分

一 右三行屋久嶋にて月々通帳を以て在番

一 方より相渡され候様仰せ渡され度く存

一 じ奉り候

一 但当月より相渡され度く存じ奉り

一 候

一 塩三升

一 壺ケ月分 毎朝之捧物

一 右屋久嶋の儀塩之れ無き場所に候間御

一 当地に於て当十一月より来十月迄壺ケ

一 年分相渡し候様仰せ渡され度く存じ奉

一 り候

通帳成し下され度く存じ奉り候

右は益救神社毎朝神供の御料として当十一

月より相渡され候様仰せ渡し下され度く存

じ奉り此段申上げ候此等の趣仰せ上げ下

さる可き儀願ひ奉り候 以上

益救神社

神主代

午十月

吹田秀太郎

伝事方

本文承知仕り候大切成る御神事にて別段の事

御座候得ば鯉節の儀目方迄取りきめ申出で候

らへども年々漁不漁も之れ有り殊更虫付き相

成る品にて格護いたし置き月々在番所より相

渡し候儀調え兼ね申候間御当地にて市中御買

入れにて相渡され度く然し乍ら干魚にて相濟

む諸物に御座候 飛魚めつこ魚過分取得候場

所御座候間御買入の上相渡され度く米の儀は

御積米の内より払切りを以て相渡され度く吟

味仕り此段申上げ候

午十一月

生産奉行

本文承知仕候毎日の神供鯉節の儀屋久嶋に於て調べ難き段生産方より申出で相成候段承知仕候 右産物之段申上候得共 右様に御座候得ば左の通り其許神社同様仰せ付けられ下され度く奉願候

一 干鯛 三拾枚

一 壺ケ月分

一 塩 三升

一 右様同断

外二神酒用洗米用米之儀は本文に申上

候通り屋久島渡仰せ付けられ度く奉存

候

右之通被仰渡度 尤遠嶋之儀に御座候得ば：

……………申上候

申出通被仰付儀御座候通帳を以被相下候様被

仰渡度奉存候 以上

益救神社

神主代

午十月

吹田秀太郎

本文二付

一 干小鯛 三百六拾枚

一 壺枚之代分 壺貫三百四拾八文づつ

一 合分 四百八拾六貫文

一 塩 三斗六升

〃卷升^二而五百四拾八文づつ

合分 拾九貫八百文

右は神主代より代銀渡候節相見得候得ば
現品御買入を以下嶋可被相渡儀と吟味仕
候 以上

午十一月二七日

諸財蔵治
出納奉行

覚

白平絹 壹端

緋立絹 壹端

右正段^一座相殿^二座神御衣之御料として

織屋方御織立之内より被相渡候様奉願
候

神酒拾貳盃

右屋久嶋之儀遠海相越候事故風味相損
易多々痛ミ候儀有之候間 正生酒^二而
相渡候様 被仰渡度 御用酒屋より
直々納方可仕旨被仰付被下度奉存候

纏節 壹連 掛目 七百目

右屋久島^三而在番所より被相渡候様被
仰渡度奉存候

右御迂魂祭幣帛物として此節計 相渡
候様被仰渡度奉存候

餅米 八升

正殿御鏡餅用 壹度卷升づつ

年中四度 十一月 二月

十二月 六月 以下如此

青秩父絹 四尺 上通

正殿五色絹一度卷尺づつ右同四度分

黄秩父絹 四尺 上通

赤秩父絹 四尺 上通

白同 四尺

紺同 四尺

右四行^但前同断 五色之内

綿 八拾目

打綿

前同断 四度分

麻苧 貳百目

前同断 四度分

白紬 貳丈 上通

壹度五尺づつ四度分

白木綿 五丈六尺 上通

壹度壹丈四尺づつ四度分

白地萌黄節縞木綿 四尺

壹度壹尺づつ

大豆 四升

小豆 四升

塩 四升

壹度卷升づつ 四度分

干鮑百目

壹度五拾目づつ 貳度分

鳥賊 拾枚 大方するめの事

壹度五枚づつ貳度分

一 膳 六拾枚 中かますの魚の事

壹度拾五枚づつ四度分

末社被具込

昆布 貳百四十目

干昆布

壹度六拾目づつ四度分

滑海藻 貳百四拾目

三嶋海苔 百六拾目

右式行前同断

瓶子 六つ

白焼無地^三而三盃入

四寸土著 四束

被具四度分

串柿 貳拾串

壹度五串づつ四度分

密柑 百貳拾目

壹度三拾づつ四度分

神酒 四拾八盃

壹度拾貳盃づつ四度分

右壹行前同断^二付 正生酒^二而 御用酒屋

より直々相納候様被仰渡被下度奉存候

右於御当地相渡候様被仰渡度奉存候

真米 八升

正殿幣帛黑白^之稻料四度分

壹度式升づつ

野菜種々五色四度分

豚又は鹿貳丸

〃 年中貳度分 十一月

一 鶏 八羽 男女

〃 年中貳度分 十二月

一 經節 式拾本 掛目 拾本七百目位

老度 五本づつ四度分

右五行於屋久嶋ニ在番方より被相渡候
様仰渡奉存候

一 右正殿御幣物十一月神嘗二月祈年

一 六月 十二月 月次年中四度分

一 青秩父絹 八尺 上通

一 黄 同 八尺 〃

一 白 同 八尺 〃

一 紺 同 八尺

一 相殿二前 老度式尺づつ四度分

一 白紬 式丈四尺 上通

一 老度三尺づつ 式前四度分

一 綿 百六拾目

一 老前式拾目づつ 二前四度分

一 新らしく

一 麻苧 式斤

一 餅米 式前分 老前式拾目づつ四度分

一 餅米 老斗式升

一 二前分 老前老升五合づつ四度分

一 大豆 八升

一 小豆 八升

一 塩 八升

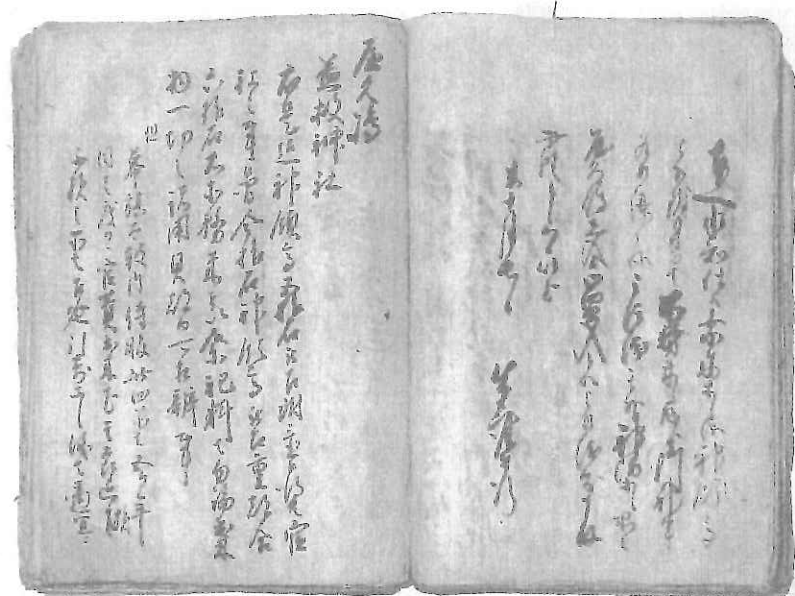
一 二前分 老前分老升づつ四度分

一 干鮑 百式拾目

一 二前分 老前六拾目づつ式度分

一 烏賊 拾式枚 大方

一 二前分 老前三拾枚づつ式度分



一 かます 中方四拾枚

一 二前分 老前五拾づつ四度分

一 昆布 老斤 干

一 滑海藻 老斤

一 三嶋海苔 半斤

一 右三行二前分四拾目づつ四度分

のり 式拾目づつ

一 串柿 拾六串

一 老前式串づつ 四度分 式前分

一 密柑 百六拾 四度分

一 老前式拾づつ式前分

一 右御当地 三而 私房江相渡候様被仰渡

度奉存候

一 米 老斗式升

一 二前分四度 老祭三升づつ

一 野菜五種づつ 四度分

一 經節 式拾四本 掛目拾本 二而 七百目

一 老度老前三本づつ式前分四度

一 右三行屋久嶋渡 前同断

一 右相殿式前十一月二月十二月六月

年中四度分

一 餅米 老斗四升

一 右老行正月元旦御鏡餅三重 三月上巳菱

餅三重 五月端午千卷三連之用 正殿相

殿幣帛

一 但屋久嶋餅米無御座候ニ付於御当地相渡

候様被仰渡奉存候

一 合餅米 三斗四升

合青秩父 壹丈貳尺

黄同 壹丈貳尺

赤同 壹丈貳尺

白同 壹丈貳尺

紺同 壹丈貳尺

綿 貳百四十目 斤ノ壹斤半

麻苧 五百貳合目 斤ノ三斤ト四拾目

白紬 四丈四尺 反ノ壹反ト壹丈八尺

木綿 五丈六尺 反ノ貳反ト四尺

縞木綿 四尺

大豆 壹斗貳升

小豆 壹斗貳升

塩 壹斗貳升

鮑 貳百貳拾目 斤ノ壹斤ト六拾目

烏賊 貳拾貳枚

かます 百枚

昆布 四百目斤ノ貳斤半

滑海藻 四百目斤ノ同斷

三嶋海苔 壹斤半

瓶子 六つ

四寸土箸 四束

串柿 三拾六串

密柑 貳百八拾

神酒 四拾八盃

右御当地渡り

豚鹿之銀 貳丸

鷄 八羽

鯉節 四拾四本

真米 貳斗

野菜 三前分四度

右屋久嶋渡り

御迂魂祭幣帛物は此内へ入り申候

右は益救神社年中四度御神事幣帛物ニ御座

候、尤屋久島之儀冬中より早春梅雨前後海

路順風便宜悪敷波涛御座候得ば此節下嶋仕

候時右ノ通取来相渡候様被仰渡被下度奉存

此段申上候

此等ノ趣被仰上可被下儀奉願候以上

益救神社

神主代

吹田秀太郎

午十月

伝事方

本文ニ付

一 餅米壹升ニ付

代分三貫三文づつ

一 五色秩父壹尺ニ付

代分三貫文づつ

外ノ数行略ス

右ノ通被買上度申出相当御座候間御買入被

仰渡屋久島渡之品は向う江吟味被仰渡

奉存此段申上候

諸財藏治

出納奉行

本文承知仕候鯉節七百目以上之節は春漁等ニ

は別而稀成大節ニ御座候間若不漁之節は目

方ニ不拘其時分釣得候鯉節御買入之上被相

渡度米之儀は御積米之内より被相渡其外神

主代申出通可被仰付哉と吟味仕此段申上候

以上

午十一月二日

生産奉行

本文ニ付

一 並平絹 壹反

代錢不拾八貫六百元

一 紅平絹 壹反

代錢百貳拾八貫七百五拾六文

右御藏御在合之内より仮出代銀引替被相渡

度奉存此段申上候也

織方掛

午十一月十七日

生産奉行

本文代錢御物方納合之内より被相渡度奉存此

段申上候 以上

午十一月十九日

諸財掛

出納奉行

一 圓座拾五枚

右御神事每祭所にて神官着座用として御当

地渡ニ被相渡時々相用相統

候節引替被仰付度奉存候

一 祭札壹本

但杉五寸角方長式間

右時々しらせ直し相用候様仕度候

挑灯台式本

神前燈用之台ニ御座候

但中丸挑灯之儀は出入拝借別紙ニ

一 曲もの折敷拾五

神供盛用 屋久島製

一 幕串八本

祓所用

但幕之儀は別段御入ノ時有之申候

一 屋久島真座拾枚

祓敷付用

右五行時々相用相統候節於屋久島ニ

在番方江申出引替被仰付候様被仰渡度

奉存候

一 折釘拾式本

但拝殿幣帛殿幕掛用

右神通無御座候付此節相調相成候様

被仰渡被下度奉存候右六行屋久島調

ニ而相渡候様被仰渡被下度奉存候

一 神馬 壹疋

但 口附兩人

右宮之浦諸人飼立之良馬候神事毎

差出候様

一 注連 大小七前并幣帛殿迄

神前拝殿大鳥居御門神式前

末社料分

一 榊并笹五ヶ所

但左右

一 夫拾式人

内前日六人当日四人後日式人

右四行御神事毎差出候様被仰渡度奉

存年中四度

一 真米 三斗三升六合

右壹行新嘗御神事ニ付諸役并屋久島

神職被仰付候面々且村役其外凡三拾

人計 神馬飼料迄込前広より当日御

賄料右之通被成下度奉存候

一 同 三斗三升六合

右来二月新年御神事右同断

一 同 式斗式升四合

右十二月月次供神事前同断

一 同 式斗二升四合

右六月右同断

右四行は神饌等も無之神社ニ而殊更

御祭典嚴重之廉も相立一統難有可奉

存候付右之通被仰付被下度伏而奉懇

願候

右者益救神社御神事用之神具 神馬所夫

御米等於屋久嶋本道之通相渡候様被仰付

被下在番方江被仰渡被下候て時々神主代

申出 候様仕度此段申上候此等之趣被

仰上可被下儀奉願候以上

益救神社

神主代

午十月

吹田秀太郎

伝事方

本文承知仕候真座之儀出産之場所無之候所敷

付等も御当地より買下を以致用無事候間御当

地ニ而御買入を以被相渡 米之儀は御積米之

内より払切を以被相渡其外ノ品々出来之上御

買入を以被相渡差支之廉

無之候間神主代申上之通被仰付度吟味仕此段

申上候 以上

午十一月四日

生産奉行

本文真座壹枚ニ付

代錢四貫文づつ

圓座壹枚ニ而

代錢三貫八拾文づつ

右之通売上席申出相当御座候間御買入被

仰渡吟味仕此段申上候 以上

諸財蔵治

午十二月十八日

出納奉行

本文代錢御物方納合之内より被相渡奉存此

段申上候 以上

諸財係

午十二月廿二日

出納奉行

一 糺彈司神事監

右者御神事毎屋久嶋宮ノ浦 事より出

仕御座候様被仰付度奉存候申出之通被

仰付儀ニ御座候 屋久嶋在番江其段被

仰

渡被下度奉存候

神職八人

右屋久嶋之儀是迄神職無之場所^二而御座候故此節より復古之御祭典崇神之御儀御座候得ば無高御鎮座官社之候所詔を以於屋久嶋右之通被召連神職格式之儀は一等式等之社家^江被準候様被仰付被下候て弥神威之重^キ事相顯し一統尊敬之廉も可相立候間尤恐奉存候 私に右様申上候儀実以恐多憚入儀^ニ奉存候得共何分神主代被仰付置候職掌之儀^ニ御座候間不得止事奉願上候左候間神職被仰付候面々此涯三等之社家^ニ被準候様被仰渡追々神楽稽古神事式出精仕一度上国も仕候者は昇進被仰付候様御座候得ば相勵可申と奉存候 何卒右奉願候様被仰付被下度伏^而奉願願候申出之通被仰付儀^ニ御座候得ば前同断屋久嶋在番方^江委曲被仰渡度在候て萬々申談候様仕度奉存候

但祭祿被成下候儀^ニ不及事と奉存此段申上候

一 内侍式人

右前申上候神職被仰付事御座候得ば右人数之内小女より被仰付度奉存候左候間内侍之儀は女子之儀^ニ而齋日も有之事故一度御神事相勤候はば左之通祭祿被成下度奉存候 無左候^而は何分辞

退可仕哉と奉存旁左之通奉願上候

一 真米 六升五合づつ

一 壹ハ前壹度づつ御神事

右十一月卯日 二月 十二月 六月

年中四度

一 同 壹升三合づつ

一 壹人前壹度之御神事

右正月元日 三月三日 五月五日

七月七日 九月九日 年中五度

右之通被仰付被下度奉存候左候^而御免被

仰付儀^ニ御座候得ば前同断屋久嶋在番方

^江被仰渡被下度右被下 米之儀も屋久嶋

方より相渡候様 有御座度此段も伏^而奉願候

一 幣帛刀禰手伝^并神馬口附仕丁迄

凡 六人

右屋久島村役又は無役之者より御神事毎

相勤候様被仰付度奉存候此段前同断屋久

嶋方^江被仰渡度奉存候

右者益救神社御神事神務之人数^ニ而右

之通被仰付被下度奉願候

此等の趣被仰上可被下儀奉願候 以上

益救神社

神主代

吹田秀太郎

伝事方

本文承知在仕候屋久島之儀惣^而浦百姓^ニ而

御年貢上納は勿論夫役相勤候者共^ニ而神職相

勤候者有之間敷存候得共若相勤度量之者も御

座候はば在番^江相付願出候様被仰渡神職中は

諸掛物^并夫役御免被仰付度尤内侍相勤度量之

者は申付相勤候節は祭祿御蔵米より被成下度

其外神主代申出^ノ通被仰付度吟味仕此段申上

候 以上

午十一月廿八日

生産奉行

口上 覚

一 私事 益救神社神主代被仰付下嶋仕在嶋

より御用有之時罷登候節は諸廻筋同様於

屋久嶋御用船船銀被相渡候様且亦在嶋中

旅宿之儀も都^而御法之通被相渡候様屋久

嶋方^江被仰渡被下度奉存此段申上候此等

之趣被仰上可被下儀奉願候 以上

益救神社

神主代

午十一月

吹田秀太郎

伝事方

本文神主代渡海上下^ニ付 乗船之錢嶋許御用木

積船等上下船^江乗船被仰付旅宿之儀是迄之在

嶋之通被仰付差支有之間敷吟味仕此段申上候

以上

午十一月廿八日

生産奉行

(以下次号へ続く)